

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	貸金業法施行令	
規制の名称	グループ会社間等の貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号：03-3506-6000(内線 3544) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年3月31日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、グループ会社間の貸付け及び合併事業における株主から合併会社への貸付けについて、貸金業規制の適用対象となることで最適なキャッシュマネジメントシステムを構築するにあたっての妨げとなっている等の問題があると認識していた。</p> <p>規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>本規制緩和は、グループ会社間の貸付け及び合併事業における株主から合併会社への貸付けのみを行う会社について貸金業としての登録を不要とするものである。これにより当該会社において貸金業務取扱主任者の設置や貸付時の書面交付等の負担がなくなることから、規制の遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p> <p>また、想定外の事務負担等が発生しているとの声も特段寄せられていない。</p>	遵守費用が過大に増加している状況にはない。
行政費用	<p>本規制緩和は、グループ会社間の貸付け及び合併事業における株主から合併会社への貸付けのみを行う会社を貸金業規制の適用除外とするものである。これにより、国及び都道府県において、これらの貸付けのみを行う会社の貸金業の登録事務負担がなくなることから、行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p> <p>また、想定外の事務負担等が発生しているとの声も特段寄せられていない。</p>	遵守費用が過大に増加している状況にはない。
効果(定量化)	<p>規制の見直しにより、グループ会社間の貸付け及び合併事業における株主から合併会社への貸付けのみを行う会社については貸金業としての登録が不要となることから、貸金業務取扱主任者の設置や貸付時の書面交付等の負担がなくなることにより、資金需要者に対する適切な資金供給が実現されたと考えられるため、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。
便益(金銭価値化)	<p>規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。</p>	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられる
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。	規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。
考察	<p>規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。</p>	
備考		